

第4章 心のバリアフリー化への取り組み

■ 心のバリアフリー化の推進

交通バリアフリーを進めるためには交通施設の整備だけでなく、違法駐車・駐輪等を行わないこと、また、商品や看板のはみだしにより移動空間を阻害しないことなど、運用面の取り組みを重視していくこととする。

心のバリアフリーのためにはモラルの向上が重要であり、たとえば、高齢者や身体障害者等が街なかでどのような不自由を感じているか気づくこと、自分たちの行動が彼らにどのようなバリアをつくり出しているかを知ることなど、日立市民一人一人の高齢者、身体障害者等に対する理解と協力が不可欠である。



心のバリアフリー化への取り組みは、期限を設けずに継続して取り組んでいく。

(1) 違法自動車駐車対策について

実施者	茨城県公安委員会
内容	歩行者専用道路におけるバイク等の乗り入れの指導取締り、横断歩道上やバス停付近における違法駐車車両の指導取締り、視覚障害者ブロック上における放置自転車の撤去等を継続して実施するとともに、関係機関と連携して違法駐車防止等に関する広報啓発活動を実施する。



歩道をふさぐ自動車



歩道へのはみだし駐車

(2) 放置自転車対策について

実施者	日立市 生活安全課
内容	<p>多賀地区駅前周辺の自転車の放置を防止することにより、歩行者の安全を確保する。</p> <p>自転車等の放置禁止指定区域の周知を図るとともに、放置防止の看板の設置や巡回指導及び撤去を実施する。</p> <p>また、学校等との連携を図りながら自転車等の放置防止に努める。</p>



《 放置自転車対策 》

撤去回数 (年間)	3 日
保管期間	90 日
撤去台数 (年間)	405 台
返還台数	16 台
返 還 率	約 4.0%

平成 16 年度実績



放置自転車が歩行空間を狭くしている

(3) 路上占用物件対策について

実施者	日立市 道路管理課
内 容	<p>コミュニティ、商店街代表、警察と連携を図り、歩道上の看板、商品の陳列等による歩道空間への障害を解消する。</p> <p>平成18年度からチラシ等を作成し、商店街のパトロールをコミュニティ、商店街代表、警察等と合同で実施しながら、商店主に配布して協力を求めている。</p>

(4) 沿道商店入り口の段差解消について

実施者	日立市 道路管理課
内 容	<p>商店街と連携を図り、沿道商店入り口の段差を解消する。</p> <p>平成18年からチラシ等を作成し、毎年1回商店主に配布して協力を求めている。</p>



歩道上の看板・商品陳列の現状



店舗入り口の段差解消

(5) その他のバリアフリー施策について

その他、次の施策を推進します。

I	情報のバリアフリー化について
内 容	<p>交通バリアフリー化の図られた施設が有効に活用されるように、適切な情報の提供に努める。</p> <ul style="list-style-type: none">* わかりやすい情報板の設置* 統一された案内標識の設置* バリアフリーマップの作成 
II	快適な移動手段の確保について
内 容	<p>高齢者や体の不自由なかたの移動の負担を軽減し、自由に街なかを回遊することができる、電動スクーターを活用したタウンモビリティの導入について検討する。</p> 
III	「心のバリアフリー」の啓発活動について
内 容	<p>身体障害者と健常者が（意思疎通のため）交流できる場の設置。</p> <ul style="list-style-type: none">* ふれあいステーションとして街なかでの交流を行っている「よって家」の有効活用。 <p>「交通バリアフリー教室」などへの参加を通して、バリアフリーについての理解を深め「心のバリアフリー」を推進する。</p> 

第5章 事業計画の推進にむけて

(1) 連絡協議会の設置について

各種事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、学識者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、商工会議所、コミュニティ、高齢者・障害者団体などから構成される、「(仮称) 日立市交通バリアフリー連絡協議会」を設置し、関係者が交通バリアフリー事業の情報交換を行うとともに、相互に連携を図りながら取り組んでいく。

(2) 継続的な市民参加の実施について

安全で利用しやすいバリアフリー施設を整備するため、設計や事業実施の段階においても、高齢者や体の不自由な方の意見を十分に反映できる手法を確立し、継続的な市民参加により交通バリアフリー事業を実施していく。

(3) 特定事業計画の見直しについて

高齢者や体の不自由な方の移動状況や移動円滑化のための施設・設備の整備状況を把握し、必要に応じて本事業計画の見直しを行い交通バリアフリー化の改善を図っていきます。